

Title	1840年代三田尻宰判の経済計算(1)
Sub Title	Regional income accounting of Mitajiri saiban in mid-nineteenth century Choshu, part I
Author	西川, 俊作 石部, 祥子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1975
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.68, No.9 (1975. 9) ,p.663(17)- 684(38)
JaLC DOI	10.14991/001.19750901-0017
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19750901-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

西 川 俊 作
石 部 祥 子

1. 序 説
 2. 『防長風土注進案』とその勘定体系
 3. 「物産」純生産
 3. 1 物産統計とその価格評価
 3. 2 年貢率・農作経費および農業所得
補説：牛預けについて
 4. 消費支出
 4. 1 「飯料」
 4. 2 「雑費」
 4. 3 自家消費について
 5. 「産業」所得 (以下次号)
 5. 1 出来高と儲高
 5. 2 業種別集計と職業別戸数
 5. 3 製塩業の投入・産出構造と加調銀
 5. 3. 1 三田尻浜の造成
 5. 3. 2 注進案による収支計算
 5. 3. 3 製塩業関連所得の推計
 5. 4 兼業所得比
 6. 経済計算の総括
 6. 1 総所得・消費性向および剰余銀
 6. 2 地域所得勘定の“推計”
- 参照文献

1. 序 説

宰判は毛利本藩^{じかた}の地方行政区画で、他藩における郡に相当するものである。周防・長門両国（ただし支藩領を除く）は、17の宰判に区切られていた。三田尻宰判はその一つで、現在の山口県防府市がほぼこれに当る。本稿の目的は三田尻宰判『注進案』によって、幕末期における生産・消費、および地域所得の推計を試みるところにある。生産、とくに農産額の推計は、他宰判と合わせてす

1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

非農業生産・所得の推計、分析には最適な地域であるためである。図1に見るとおり、三田尻宰判は31町村より成るが、そのうち新田村、浜方^{はまがた}、西ノ浦前ヶ浜、江泊開作^{えどまりがいさく}の4か村は塩田村であり、また三田尻、宮市の両町が含まれ、非農業活動の面で三田尻は防長における中心地であった。結論を先取りして述べるならば、三田尻宰判における農・非農所得比はほぼ53:47という状況で、この比率は1880年代の全国数字に近い(大川(1974))。利点はそれだけにとどまらない。域内農民人口3.2万人(戸数7.9千戸)のうち1割は前記2町の住民であり、そのほか塩田村々民を加えれば優に2割余が非農従事者であり、かつまた都市生活者であったから、その消費支出の分析は農民消費との対比で興味深いものがある。(なおサービス所得を帰属加算すると上記比率は47:53に逆転する)

三田尻『注進案』の記述は、非食支出を除けば概して上の部類に属し、とくに非農業(なかんずく製塩業)のコスト、あるいは投入係数を知ることができるという長所がある。ただし非食支出は一括表示で、内訳明細がない。この点で上関宰判『注進案』とは、ちょうど正反対である。そこでは製塩コスト明細は把握できないが、消費内訳がわかる。なお上関については、Smith〔1969〕が所得推計を行い、農・非農所得比として45:55という結果を得ている。われわれは後日他宰判を加えて防長両国にかんする経済計算表をまとめたいと計画しているが、本稿はそれに至る準備作業に他ならない。この結果を直ちに防長全体に及ぼすことは、もとより深くこれを戒めるべきで、得られた諸結果は三田尻宰判の地域経済計算表として理解されるべきものである。

2. 『防長風土注進案』とその勘定体系

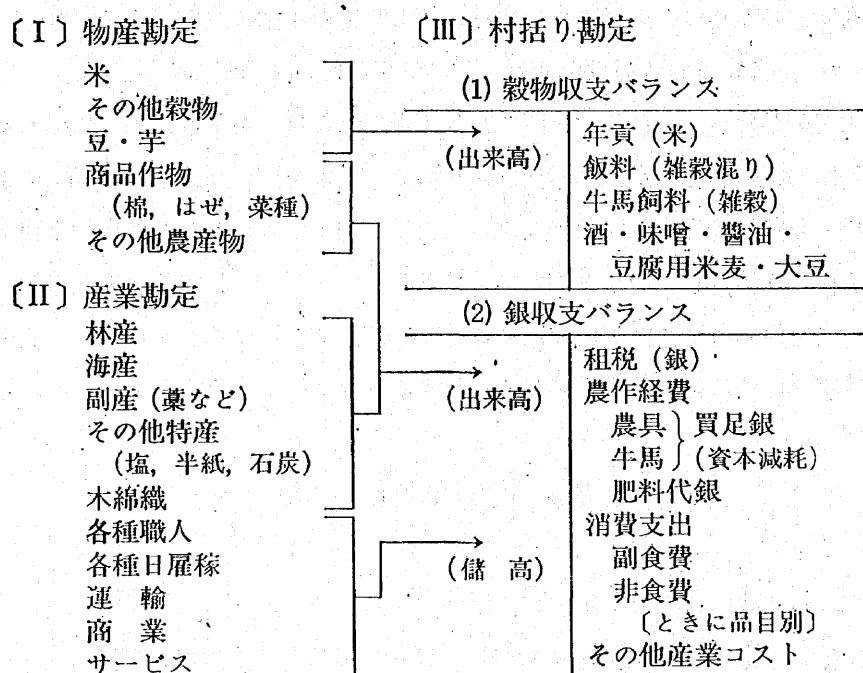
『防長風土注進案』(以下、注進案と略称し、二重のカギを省く)は、天保の藩政改革に際し企てられた「国郡誌」編纂のため、藩府の命に応じ村役人から提出された各村の明細書出しである。「国郡誌」編纂は中断されて未完に終り、各村書出したまたは村明細は稿本のまま保存されていたが、1960~64年に山口県文書館より刊行され、利用が容易となった(全23巻、うち1巻は『研究要覧』、また別巻として『豊浦藩村明細帳』がある)。なお注進案の成立は1841年(天保12年)とされているが、一部宰判では1844年(弘化元年)以降に書き出された。

各村の注進案を通観すると、およそ宰判ごとで形式、内容に若干の異同がある。藩府からは書き出すべき諸事項を示達し、これに各宰判の勘場^{かんば}(=代官所)役人、あるいは地下^{じげ}の村役人が細目を工夫したものとおもわれる。書出し事項は、地理(方位、地形、地積、土質)、山川、街道にはじまり、田畠(石高、租税)、戸数、人口、職業(分布)、保有牛馬・船舶、風俗、産業、物産、社寺(縁起)、および村括り(または括り)などに及んでいる。いずれも貴重な史料であるが、なかでも重要なのは末尾の村括りである。2、3の宰判(熊毛、徳地、先大津)では、この村括り勘定を欠くが、この勘定では各村別の米・銀の収支バランスが村役人の手で計算されているからである。

もちろん、それにも精粗の差があり、括りがあったとしても、実質的にはきわめて簡単な計算だけで、産業、物産統計のみの——つまり、村括りなしの——宰判の場合とほとんど変わらないという宰判もある(小郡)。また細かくいうと、村括り勘定にも宰判ごとにかかなりの相違はあるが、全般的にみれば、そこにははっきりした理念上の統一性が認められ、藩府・地方の役人を通じて、経済計算につき共通の理解が存在していたことが、推察されるのである。

われわれの理解に従って注進案の勘定体系を整理してみると、次の表1が得られる。注進案で「産業」とは、一般に非農生産を意味する。それは「物産」すなわち農業に対して非農業を指す。

表1 注進案の勘定体系



記載順はおおむね産業、物産の順序であるが、表1ではわれわれの都合で第I勘定を物産勘定、第II勘定を産業勘定とした。このそれぞれには、物産出来高、および産業所得が計上される。物産のうち五穀、雑穀等はたいてい物量表示により、また一部の商品作物、野菜等は銀目表示となっている。これら出来高は原則として「豊凶三ヶ年^な押し」になっていると見られる。産業勘定ではときに出来高が計上されているが、商業、運輸、あるいは日雇等の「浮儲」は所得、もしくは“純生産”ベースになっている。そしてともに銀目表示が通例である。

宰判によっては、葉藍、菜種、実綿、はぜ実などの商品作物を産業に計上しているところがある。銀収入をあげた品目という理由からだろうが、全宰判につき計上品目を検討したところ(穂本[1975])、物産については各村または各宰判における特産品をいずれに含めるかで、多少の相違があるだけだということが確かめられている。それに対して産業の計上項目には、各地特産、および立地条件の

相違を反映し、かなりのバラエティが認められ、また上述のように出来高、純生産(または所得)の区別もときに混同されたままという傾向がある。

村括り勘定は、第Ⅲ勘定に相当するが、表示のとおり、これはさらに2勘定に分かれる。その1は穀物収支であり、その2は銀収支である。それぞれの収入欄には物産、産業勘定から表示のような区分けで収入が計上される。ただし計算順序は穀物収支から銀収支へと定まっており、その逆の事例は絶無である。ここでは穀物収入というより穀物出来高に対応して、支出あるいは必要量が計算される。まず第一に年貢である。通例これは米で計算され、米出来高との差引きがなされる。第二に村民の「飯料」計算がなされるが、これは雑穀混りがたてまえである。このとき「雑穀」には米以外の四穀(麦、ひえ、あわ、きび)、大小豆、大角豆、そば、ごま、大根、唐芋(さつまいも)、ときに酒粕などを含む。いうなれば食料としての「雑穀」である。その内容構成は各村の作物構成に依存する。また米が含まれるか否かも同様で、年貢完納ののち剰余米=「作徳米」の生ずる村では、それを自家消費するか市販するか、おそらくは販売するという格好になっている。

このほか穀物収支では、ところにより牛馬飼料(ひえが原則)の計上されている宰判があり、また酒・味噌・醤油・豆腐用の米麦、および大豆の(村内)必要量が計上されている宰判もある。村民飯料の消費量も、「老幼押し」で計算するか、あるいは男女、年齢で多少の格差をつけるかといった異同がある。日別・年間必要量についても若干の変化が認められるが、おおむね日別1人3~4合、年間1人1~1.5石弱というのが“平均値”と考えてよいであろう。

次いで銀収支が計算される。支出には銀租税、農作経費(牛馬飼料を除く銀支払分)、(農家)消費支出(飯料を除く銀支出分)、および製紙、製塩等のコスト(銀目表示)などが計上されている。ただし、消費支出および非農コストについては、これを計上していない宰判がかなりあり、また農作経費についても肥料代銀、牛馬・農具買足代の記載を欠く村落も少なくない。またその原単位(多くは軒別になっている)も、同一宰判内でもばらつきが多く、収入欄の多様性(あるいは不統一)と対応した格好になっている。

その詳細についてここで、これ以上なにかまとまったことを述べるのは不可能であるが、産業勘定を含めて銀収支まで通観してみると、各宰判、各村落の地方役人の知的能力と調査努力によって勘定の明細、様式が大きく左右されていることがうかがわれる。概していえば、大島、上関の2宰判がもっとも詳細で、三田尻はこれに次ぐ(以上3宰判は刊行本でも上・下2冊本になっている)。さらに舟木、美祢、吉田、山口など、瀬戸内側の諸宰判の記載は詳細といえるであろう。日本海側宰判は書出しが遅れ、弘化年間にずれこんだ。

それはさておき、村括り勘定ではこうして穀物収支、銀収支でそれぞれバランスが算定されるが、その結果任意の村落が穀物余剰で銀不足か、反対に穀物不足で銀余剰かが決定されるという仕組みになっている。あえていうなら、実物バランスと貨幣バランスがここでつき合わされるわけである。

しかし、いずれにせよ、両バランスの収支尻ほどの村落でも、多少あいまいで、きっちりと算定はなされていない。前者では作徳米の売立代銀をもって銀不足を補っているとか、逆に後者では余剰銀をもって飯料不足を補い、残余は加調頼母子借銀の返済に充当し、「且々渡世仕候」といったコメントが添えられているにとどまる。

だが実際は(のちに見るように、三田尻の場合とくに大幅な)剰余銀が発生していたと考えてよいので、このあたりのあいまいさは、あるいは(農民の)租税回避の結果であるかもしれない。各村風俗(または産業)を伝える記事にも、農民生活の困窮を訴える文章とともに、「農業専一」にて、男子は「作業の暇浜持日雇持仕、都而雨中夜中之透間ニハ繩塩菰之稼相励、女ハ三余之間合夜昼織機」に「出精」を強調する一方、村民が銭遣いに身をやつしてはいないことを力説する記述も見られるなど、藩府からの農民法度の遵守をことさらに言明しているふしもうかがわれる。藩府と村民の板ばさみとなった村役人の苦肉の作文であろうか。

なお、ここで用いられている銀目であるが、これは藩札、もしくは札銀々目であると考えられる。後述のように(§5.3.2)、塩田村・注進案で北九州からの石炭“輸入”について正銀建てから札銀への換算がなされており、また塩出来高代銀に「札銀……」と断り書きがある。したがって以下札銀表示と考えるが、注進案より得られる換算率は札銀1に対し正銀0.811である。

3. 「物産」純生産

当然の順序として、物産勘定から“統計”をはじめめる。三田尻宰判は既述のとおり31町村から成るが、うち2町、三田尻と宮市は「町」であって、ここでは物産つまり農産物は一切計上されていない。したがって、残る29か村がさしあたりの統計の対象である(なお切畑村は吉敷郡所属で、山口宰判と小郡宰判にはさまれ、三田尻宰判から見れば外地になっている。この村の注進案は、それかあらぬか、他の注進案と形式上、内容上の差違が認められる)。

3.1 物産統計と価格評価

これら29か村全部の物産統計を掲げることはスペースの都合上不可能であるから、例示的に仁井令村の明細を表2として掲げる。この村は戸数223戸、人口1,030人、田畠179町余、村高2,970石、中規模の平野村である。物産品目は米3,387石をはじめ五穀、雑穀、商品作物、作園物等、計13品目である。全29か村でいうと、計上品目は約40品目に達する。仁井令のリストに欠けている主要商品作物としては、こうぞ、はぜ実がある。山村では、ひえ、あわも重要な農産物であるが、平野村の仁井令では栽培されていない。なお、作園物とあるのは野菜類の一括項目である。

五穀、雑穀等は原則として物量(石、貫)のみで表示されており、代銀の記載はない。作園物とか

1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

表2 仁井令村物産

品目	数量	代銀
米	3,387.223石	338.722貫匁
麦	1,147.997	57.400
大豆	31.281	1.877
小豆	6.000	.348
大角豆	8.666	.433
そば	25.600	.717
菜種	196.560	19.656
藍	750貫	2.625
実綿	2,450斤	8.575
大根	3,600荷	10.800
作園物	711.8	2.847
柿	200,000個	2.000
九年母	5,000個	.150
計		446.150

商品作物といわれる菜種、藍、実綿、茶、たばこ、あるいは柿、九年母などの果物については、代銀も記載されている。表2・代銀欄イタリック体の数字は、適当な単価を乗じて(われわれが)推計したものである。当該村の単価がない場合、(評価)単価は隣村、近傍、あるいは三田尻宰判内から得られるものを用いた。仁井令のみならず、域内全村について、われわれの用いた単価は表3に掲げてある。大豆と夏・秋大豆、きびと小さきびなど、実際には価格差があったのかもしれないが、それぞれ同一価格によらざるを得なかった。ただし、物量のほかに代銀が併記されている場合には、単価が多少他村とずれているようなときでも、原則として当該村落の計上単価を用いた。表3でこうぞ、はぜ実、梅、松茸などはこの例で、()内の数字と表示価格の間くらいの差幅がある。この場合は、製品の品質格差が単価に反映されているという解釈になる。

単価いかんで、全物産代銀を大きく左右するというのは、やはり米である。三田尻・注進案では

表3 物産単価(銀目)

五穀	米	100匁/石	その他	大根	3匁/荷
	麦	50匁/石		茄子	25匁/荷
	(小麦)	75匁/石		蓮根	0.5匁/本
	きび	50匁/石		里芋	30匁/石
	あわ	50匁/石		作園物	4匁/荷
	ひえ	20匁/石		梨(子)	0.05匁/個
				柿	0.01匁/個
雑穀	大豆	60匁/石		釣枝柿	0.02匁/個
	小豆	58匁/石		渋柿	10匁/石
	大角豆	50匁/石		梅	30匁/石
	そば	28匁/石			(~10匁/石)
	唐芋	50匁/石		揚梅	40匁/石
商品作物	菜種	100匁/石		なつめ	50匁/石
	こうぞ	1匁/貫		九年母	0.05匁/個
		(~0.8匁/貫)		蜜柑	0.01匁/個
	はぜ	1.8匁/貫		わらび	3匁/荷
		(~1.2匁/貫)			(~4匁/荷)
	(葉)藍	3.5匁/貫		山芋	0.5匁/ずと
	実綿	3.5匁/斤		松茸	0.4匁/斤
	茶	1匁/斤			(~0.3匁/斤)

米価はすべて石100匁に統一されているが、『研究要覧』(pp.76~77)によれば藩の「御買値」は1840年では北石76.5匁、南石73.9匁であった。北石、南石は大阪への回米距離に対応して、若干の運賃差がつけられていたわけである。三田尻は全体としてみれば、町、塩田村などがあり、これらの町村は米の消費地であるから、市価は南石値段を上回っていたと考えられる。塩田村・注進案では、「北国米」を飯料にあてているというコメントも見られる。山口、美祿など米の生産地・注進案では石70匁程度を原則としているので、差額30匁は運賃、商業マージンとみて、三田尻・注進案どおり石100匁とした。これらの諸価格も、もちろん札銀による銀目である。

上関宰判・注進案では、物産のうち他村売について、出来高のほかに売却代銀が計上されている。

表4 物産代銀

	(1) 物産 (匁)	(2) 1人あたり 物産 (匁)	(3) 1町あたり 物産 (匁)	(4) 五穀/物産 (%)	(5) 雑穀/物産 (%)	(6) 商品作物/物産 (%)	(7) その他/物産 (%)
1 三田尻村	354.491	195	2.244	90.75	.78	5.26	3.21
2 三田尻町	—	—	—	—	—	—	—
3 東佐波令	507.342	328	1.990	87.24	1.06	8.71	2.99
4 西佐波令	416.910	232	2.574	90.53	1.21	4.15	4.12
5 宮市町	—	—	—	—	—	—	—
6 仁井令村	446.150	433	2.492	88.79	.76	6.92	3.54
7 植松村	429.602	310	1.971	94.05	1.06	1.94	2.95
8 伊佐江村	231.962	333	1.406	90.49	.70	3.06	5.74
9 新田村	259.404	157	1.323	94.83	1.32	0	3.85
10 向島	78.690	55	1.457	75.90	10.08	1.72	12.30
11 浜方	21.010	11	.090	27.47	7.06	41.98	23.49
12 田島村	435.803	122	1.379	84.88	6.44	2.98	5.70
13 西ノ浦	291.783	271	1.586	90.83	2.73	2.03	4.41
14 西浦前ヶ浜	2.391	3	.041	23.63	19.53	0	56.84
15 切畑村	162.890	320	1.551	89.88	2.70	5.33	2.09
16 江泊村	50.632	128	.767	50.97	25.99	13.45	9.60
17 西浦新御開作	58.544	152	.514	94.71	2.73	0	2.56
18 上右田村	311.244	345	1.898	86.06	2.82	1.30	9.83
19 下右田村	153.741	223	2.228	89.08	2.50	2.89	5.53
20 高井村	144.547	412	1.953	95.54	.98	1.48	2.00
21 大崎村	309.800	390	1.878	89.97	.64	2.86	6.53
22 佐野村	98.849	162	1.647	88.77	3.41	1.51	6.30
23 西浦鹿角村	69.161	536	1.572	93.43	.62	1.19	4.75
24 牟礼村	647.830	262	1.867	90.46	3.50	.48	5.56
25 真尾村	178.802	268	2.009	91.25	1.14	.57	7.05
26 和字村	34.106	203	1.483	92.03	3.28	1.00	3.70
27 久兼村	84.271	120	1.317	88.25	3.58	2.48	5.69
28 奥畑村	47.063	109	1.121	54.21	6.05	27.63	12.11
29 鈴屋村	155.088	277	2.184	94.78	1.17	.31	3.74
30 奈美村	124.446	274	2.109	93.54	2.41	.99	3.06
31 中山村	70.784	219	1.815	89.22	1.12	.79	8.87
計(または平均)	6,177.336	191	1.630	89.16	2.40	3.47	4.97

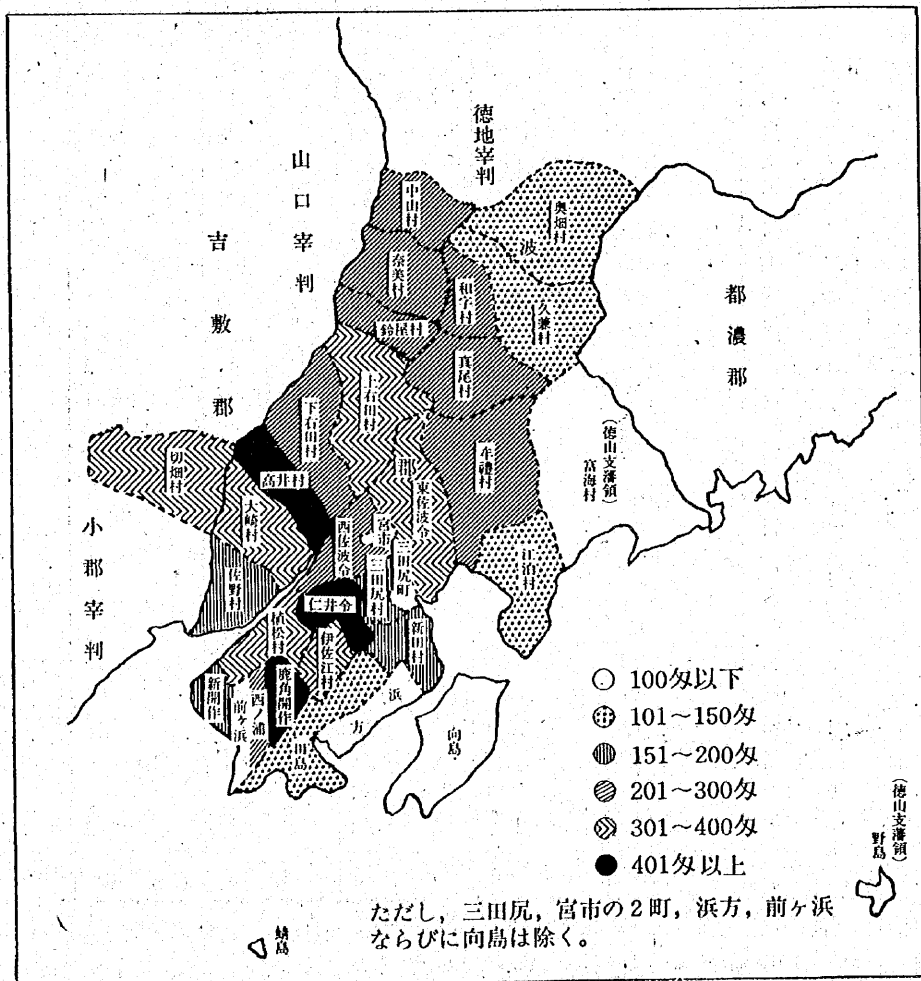
1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

したがって、物量だけ表示されている物産は村内(自家)消費用ということになる。事実、その旨わざわざ断り書きのある村も他宰判(上関)にはある。すなわち、「御年貢米其外之分売払諸上納ニ差上余ハ食料ニ付代銀盛立不仕候」。

三用尻宰判・注進案の場合は、大根と実綿に限って販売分が物量、代銀双方とも記載されているが、その他についてはもっぱら出来高が書き上げられている。前記の芝原(1961)では三田尻(その他)も、上関流に販売分のみの代銀計上がなされているとみてそれだけを合計しているが、われわれは物産出来高代銀を計上するのを原則とし、上のような販売数量、代銀データは(上関等を含めて)単価を知る資料として利用するという立場をとった。つまりすべて「銀単^{ひんたん}」で計算する。

表4は域内村別の物産(代銀)表である。(2)、(3)には人口1人あたり、田畠1町あたり物産、また(4)~(7)には物産の品目構成比が掲げている。作付品目の90%以上は五穀によって占められている。雑穀は1、2の例外があるが、全村とも平野村落であるから少ない。商品作物は代銀ベースで見れば、一般にいわれるほど多くはなく、最大の商品作物は米であったとみるのが正しいとおもわれる。

図2 1人あたり物産一覧



三田尻、宮市の両町については、物産計上はない。塩田村4か村——新田村、浜方、西ノ浦前ヶ浜、江泊村のうち、新田村を除く3か村では五穀の比重が小さい。向島、奥畑村も小さい。前者は島であって耕地に乏しく、浜稼ぎや「舂子」働きが多かったためである。後者は製紙生産が大きい村である。

1人あたり物産は、図2に塗り分けしてある。西浦^{かすの}鹿角村、仁井令村、ついで高井村が高い。ただし、鹿角村の536匁はやや高すぎると印象が残る。この村は戸数27戸、人口130人足らずの小村である。物産代銀の計上に多少誤りがあるのかもしれない。仁井令、高井村などは1町あたり

表5 町村別戸口・田畠・村高等

	総田畑町数 (町)	村 高 (石)	戸 数 (戸)	人 口 (人)	牛 (匹)	馬 (匹)	
1	三田尻村	158	3,076	*510	1,816	16	59
2	三田尻町	5	141	347	1,154	—	—
3	東佐波令	255	3,514	*371	1,548	31	86
4	西佐波令	162	2,942	*470	1,797	18	73
5	宮市町	9	245	571	1,841	—	—
6	仁井令村	179	2,710	223	1,030	8	105
7	植松村	218	2,970	314	1,385	20	107
8	伊佐江村	165	2,594	150	696	13	54
9	新田村	196	3,172	*401	1,648	4	27
10	向島	54	506	323	1,438	42	—
11	浜方	234	12,968	467	1,908	—	16
12	田島村	316	4,077	*857	3,571	10	189
13	西ノ浦	184	1,839	*272	1,077	8	107
14	西浦前ヶ浜	59	2,714	259	856	—	—
15	切畑村	105	1,090	*119	509	1	72
16	江泊村	66	993	99	395	4	12
17	西浦新御開作	114	421	96	385	3	27
18	上右田村	164	1,897	202	903	1	105
19	下右田村	69	982	155	691	—	42
20	高井村	74	868	77	351	—	42
21	大崎村	165	1,671	193	794	1	106
22	佐野村	60	528	132	610	2	32
23	西浦鹿角村	44	503	27	129	1	12
24	牟礼村	347	2,917	570	2,468	54	236
25	真尾村	89	1,209	158	667	22	65
26	和字村	23	271	38	168	4	13
27	久兼村	64	697	154	704	94	31
28	奥畑村	42	388	95	430	44	16
29	鈴屋村	71	831	128	560	—	63
30	奈美村	59	765	106	455	—	40
31	中山村	39	512	73	323	3	37
計(または平均)	3,789	60,011	7,966	32,344	404	1,774	

(注) 戸数で9軒、人口で40人、『要覧』統計より少ない。該当村落・戸数欄*印がそれを示す。

ただしほかに植松村で、人口が3人不突合になっている。

物産も高水準にある。表4の1人あたり物産平均値は、三田尻、宮市町などの人口を加えた総人口で物産総計を割って得たものである。そのほか、さらに塩田村を除いて計算すれば、200匁以上という大きい値になる。

塩田村でも新田、江泊などは157匁、128匁を維持している。かえって「奥在」で製紙を行っている奥畑村、久兼村のほうが低い。ただし久兼村の製紙は僅かであって、むしろ、ここでは林産物の産出が多い(なお、塩、紙、林産等はのちに産業勘定で収入に計上される)。以上が1人あたり物産分布の概況である。1町あたり物産については西ノ浦新開作のそれが著しく低いことだけが、注意すべき点で、浜方、前ヶ浜、江泊の低位は当然であろう。

表5は、各村戸数、人口、田畠、石高、および牛馬にかんする一覧表で、『研究要覧』からの引用である。ただし、戸数、人口については、宮番とその家族を除いた数字を掲げてあるので、軒数にして9軒、人数にして40人、『研究要覧』より少なくなっている。宮番が農作をしていたとは考えにくいから、そう処置した(なお宮番はあとで僧社人に加える)。

3.2 年貢・農作経費・農業所得

次に農作経費、年貢を計算し、農業所得、農業可処分所得を求める。まず年貢であるが、注進案では藩府への「蔵入地」、および藩士「知行地」の区別がつけられているけれども、ここではそれにつき立ち入るつもりはないので一括する。周知のとおり、租税の種類は多種多様で、その一々につき詳述することは、この際繁雑にすぎることから、以下では現物年貢、および銀年貢に大別するとどめる(上納大豆は藩府より代銀支払があり、それは銀収入に計上されているが、買上値段は市価より安い。それで市価との差額が税ということになるが、買上値段=1石60匁で計上し、現物年貢に合算した。その比重はごく僅少である)。麦出来高その他に対する小物成で代銀納の場合は、したがってここでいう銀年貢に含まれる。また「石貫銀」と称されている(百姓)門役銀、(職人、商人札)水役銀、諸運上、冥加銀の類いもすべて銀年貢に算入した。表6にあきらかなとおり、相対比重は圧倒的に(1)現物年貢が多く、(2)銀年貢はたかだかその10%余にすぎない。また町および塩田村の場合には、現物年貢はゼロ、もしくはあったとしてもごく僅かである。

(4)年貢率とあるのは、(3)年貢(=現物+銀年貢)を物産(表4)によって除したものである。ただし三田尻、宮市両町については、物産ゼロであるから年貢率は計算されていない。また塩田村の年貢率は、物産皆無ではないけれども、分子の年貢は非農業への課税を多く含むから、この際適当ではないので省いた。年貢率は伊佐江の最高60%から西ノ浦新開作、向島の23%まで、約40%の幅がある。しかし25農村平均では37%である。ただし、塩田村4か村を加えた29か村平均でみると(表6(6)の計下段)、公称の「四ツ成」=40%に等しくなる。田畠の石盛にばらつきがあると同時に、荒蕪地(いわゆる「永香」)等の免租があるので、「御馳走米」などの追加税、および門役銀等を加えても、

表6 年貢・年貢率

	(1) 現物年貢 (円)	(2) 銀年貢 (円)	(3) 年貢 (円)	(4) 現物年貢 率 (%)	(5) 年貢率 (%)
1 三田尻村	149.830	3.430	153.260	42.27	43.23
2 三田尻町	3.345	12.313	15.658		
3 東佐波令	175.994	5.314	181.308	34.69	35.74
4 西佐波令	147.914	4.520	152.434	35.48	36.56
5 宮市町	1.113	35.505	36.618		
6 仁井令村	148.633	2.430	151.063	33.31	33.86
7 植松村	156.941	2.722	159.663	36.53	37.17
8 伊佐江村	139.241	2.491	141.732	60.03	61.10
9 新田村	99.384	11.962	111.346		
10 向島	18.248	2.178	20.426	23.19	25.96
11 浜方	13.605	137.085	150.690		
12 田島村	191.187	9.458	200.645	43.87	46.04
13 西ノ浦	104.998	2.705	107.703	35.98	36.91
14 西浦前ヶ浜	.078	28.249	28.327		
15 切畑村	59.732	2.290	62.022	36.67	38.08
16 江泊村	5.433	13.410	18.843		
17 西浦新御開作	13.167	.242	13.409	22.49	22.90
18 上右田村	101.584	2.663	104.247	32.64	33.49
19 下右田村	57.045	1.161	58.206	37.10	37.86
20 高井村	51.535	.646	52.181	35.65	36.10
21 大崎村	91.816	1.317	93.133	29.64	30.06
22 佐野村	28.986	.692	29.678	29.32	30.02
23 西浦鹿角村	30.926	.129	31.055	44.72	44.90
24 牟礼村	171.441	3.040	174.481	26.46	26.93
25 真尾村	72.584	.728	73.312	40.59	41.00
26 和字村	14.817	.175	14.992	43.44	43.96
27 久兼村	41.120	.667	41.787	48.79	49.59
28 奥畑村	16.723	.341	17.064	35.53	36.26
29 鈴屋村	50.855	.327	51.182	32.79	33.00
30 奈美村	45.307	.492	45.799	36.41	36.80
31 中山村	26.048	.387	26.435	36.80	37.35
計(または平均)	2,229.630	289.069	2,518.699	*31.47 (36.09)	*36.91 (40.77)

(注) *印は塩田村4か村を除く。これを含む場合は()内数字。

年貢率は40%余に収まっているのである。

次に農作経費を算出する。農作経費は購入肥料代銀、牛馬飼料、牛馬^ま「間欠」、農具「買足」ならびに牛馬耕賃から成っている。

肥料代銀は干鰯、^{はしか}鯀粕、^{にしん}油粕、その他のいわゆる金肥購入代銀である。これは商品作物の栽培と関連を持つもので、平野部においてより多く投入されている。山間部では商品作物の栽培はあまりなされていないから、買肥は少ない。

肥料代銀の見積りは、軒別または農家1戸あたりの形でなされている。表7に見るとおり、村毎

1840年代三田尻宰判の経済計算(1)

表7 農作経費原単位

	(1) 肥料 (匁/軒)	(2) 飼料				(3) 牛馬買 足銀 (匁/匹)	(4) 農具 (匁/軒)	(5) 耕賃 (貫)
		牛数 (匹)	牛飼料 (石/匹)	馬数 (匹)	馬飼料 (石/匹)			
1 三田尻村	48	16	0.75	59	1.93	30	15	11.2
2 三田尻町								
3 東佐波令	118	31	0.90	86	2.54	30	12	15.0
4 西佐波令	33	18	1.00	73	2.78		16	14.7
5 宮市町								
6 仁井令村	127	8	1.20	105	3.84	28	12	8.1
7 植松村	88	20	1.42	107	2.99		20	9.2
8 伊佐江村	111	13	1.20	54	3.94		12	7.7
9 新田村	84	4	1.00	27	2.41		12	9.1
10 向島	18	42	1.23			20	8	1.5
11 浜方	44			16	2.32	30	10	
12 田島村	165	10	1.69	189	3.12	28	10	5.5
13 西ノ浦	18	8	2.92	107	2.92	28	12	5.7
14 西浦前ヶ浜	1						2	0.03
15 切畑村	85	1	0.50	72	0.75	25	8	1.1
16 江泊村	35	4	0.95	12	2.56	25	8	0.4
17 西浦新御開作	46	3	1.38	27	2.42	25	12	
18 上右田村	50	1	1.09	105	2.92	28	12	3.8
19 下右田村	89			42	2.92	30	13	1.1
20 高井村				42	3.65	25		0.5
21 大崎村	104	1	0.65	106	3.34		12	1.6
22 佐野村	44	2	1.72	32	4.19	28	15	2.6
23 西浦鹿角村	59	1	2.92	12	2.92	30	15	0.2
24 牟礼村	74	53	2.47	136	3.64	25	12	5.6
25 真尾村	58	22	0.73	65	2.92	25	11	2.0
26 和字村	18	4	1.23	13	3.52	25	15	
27 久兼村	15	94	0.73	31	2.55	25	20	
28 奥畑村	21	44	0.73	16	3.65	20	20	
29 鈴屋村	69			63	3.65	20	20	0.8
30 奈美村	62			40	3.52	30	15	1.1
31 中山村	51	3	0.73	37	2.92	25	20	
計(または平均)	62	403	1.27	1,674	2.99	26	16	108.53

の見積り原単位にはかなりのばらつきがある。田島村の見積り額は過大ではないかとおもわれるが、減額すべき根拠も見当たらないので、書出しどおりとした。それに対し和字、久兼、奥畑など、奥在村の投入額が小さいが、これは自給肥依存度が高いためであろう。

牛馬飼料については、格別の解説の要もないが、表7には牛馬の保有匹数とその必要飼料原単位(年間)が掲げている。牛馬匹数は平野村では馬が多く、山村では牛が多いという一般的(三田尻に限らぬ)傾向にあるが、三田尻でもたとえば牟礼、真尾村では馬が多く、鈴屋、奈美村では牛が多いという対照が見出される。これは、山間部では自給肥=堆肥の生産に当って、下草の運搬および厩肥源として牛馬、とくに牛が飼育されていたためとおもわれる。そのほか、傾斜耕地では牛の方が

使役しやすかったという可能性もある。

また全般的に中国山地は牛の放牧適地だという事情も手伝っている(内藤[1960])。放牧をすれば、生産飼料の消費は少なくて済んだのは当然である。実際1匹あたりの飼料(雑穀)を見ると、牛は馬の(1/2)~(1/4)くらいの見積りになっており、飼料コストはかなり低かったと考えられる。他方、このことは、古島[1954]が指摘するように牛が馬力の上で馬より劣っていたということを反映しているとみられる。いずれの理由が勝っているかは、今日見定め難いが、おそらく動力源としては馬力、速度の上で馬がすぐれていたことは確かだったであろう。

したがって、平野部では耕作に加えて、運搬に馬が使役され、(荷)駄賃稼ぎに用いられることが多かったと推測される。これに対し牛は速度、および作業能力の上からはるかに劣るが、山地では地形上馬より適当なところがあり、かつ飼料コストも安く、厩肥源として重要な生産手段になっていたといえる。

牛馬飼料の原単位見積りは、やはり村毎にばらついているが、村によっては「春秋耕時」には飼料を増量しているところがあるので、この増量分見積りの仕方いかんによって、ばらつきが大きくなっている傾向がある。また表で牛馬飼料が等しくなっている西ノ浦、同鹿角村の場合は牛数が少なく、そのため牛馬ならしで2.92石と計算されているにすぎない。その他の村々では必ず飼料原単位は牛<馬となっている。

続く牛馬間欠、および農具買足は、牛馬および農具の減価償却、ないしは資本減耗である。間欠、相欠、買足、買替、あるいは仕次、仕継など、表現は(宰判や村によって)いろいろ異っているが、内容的にはほぼ同一と見てよい。これは牛馬については保有牛馬1匹あたり、また農具は農家1戸あたりの形で評価額が与えられている。三田尻の場合その平均値は牛馬1匹あたり26匁、また農家1戸あたり16匁となっている。

以下暫く話を牛馬に限るものとして、牛馬間欠は『研究要覧』(p.154)によると、牛馬買替時における売買差額であると説明されている。だがそのような買替の必要が生ずるのは、牛馬が死亡、損耗するためであることはいままでもない。つまり、「馬工郎」によるたんなる鞆取り売買ではないはずである。このことは、熊本宰判川西村の村括り稿本に、次のようにあることではっきりする。すなわち、同村保有牛馬は111匹であるが、そのうち「老牛馬に相成、遣方不相成、又ハ病氣等も有之、其仕継料凡年中八疋、疋疋ニ付貳百目宛ニメ疋買六百目」。

ここで「疋ニ付」とあるのは、あきらかに損耗分1匹あたりの意味で、200匁というのはその買入価格である。つまり売買差額ではなくて、動物資本の補填投資に相当する。合計1貫200目の仕継=間欠銀を保有牛馬1匹あたりに換算すると14.4匁にしかならず、三田尻の見積りの半分である。これは川西村の買入価格(評価)が低すぎるためではないかとおもわれる。

なぜなら、都濃宰判^{ながき}長穂村、長穂給・注進案によれば、牛、馬の価格=「根銀」はそれぞれ200、

1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

400匁となっているので、川西村では牛価格をもって仕継銀が計算されていることになる。しかし、同村の保有牛馬の大部分(103匹)は馬であるから、長穂の評価々格400匁を用いれば、保有(牛)馬1匹あたりの間欠銀は28.8匁となって、三田尻諸村の見積りとはほぼ一致するのである。長穂村の場合は、「八百貳拾六匁/但牛五拾九疋、壹匹ニ付根銀貳百目之見積を以て七朱減ニメ右之辻」とある。「七朱」は7%の意味であり、資本減耗率が(牛馬とも)7%で評価されているわけである。いいかえると、牛馬の平均寿命、もしくは平均耐用年数は14~15年の評価であったことがわかる。さきの川西村の場合、保有牛馬111匹に対し、年間の買換数は8匹であったから、その減耗率はやはり7%であって符合する。

表8 農作経費

	(1) 牛馬飼料 (匁)	(2) 肥料 (匁)	(3) 農具 (匁)	(4) 牛馬間欠 (匁)	(5) 牛馬耕賃 (匁)
1 三田尻村	5.1	19.1	6.0	2.3	11.2
2 三田尻町					
3 東佐波令	5.8	35.3	3.6	3.2	15.0
4 西佐波令	9.1	14.2	6.8	2.7	14.7
5 宮市町					
6 仁井令村	16.9	28.3	2.7	3.2	8.1
7 植松村	13.6	22.6	4.7	3.6	9.2
8 伊佐江村	9.1	16.7	1.5	1.7	7.7
9 新田村	2.8	33.5	4.8	0.9	9.1
10 向島	2.1	5.5	2.4	0.8	1.5
11 浜方	1.5	5.1	1.2	0.5	
12 田島村	24.3	44.3	2.7	5.6	5.5
13 西ノ浦	13.4	4.1	2.8	3.2	5.7
14 西浦前ヶ浜		0.3	0.07		0.03
15 切畑村	7.5	10.1	1.0	1.8	1.1
16 江泊村	1.3	3.5	0.8	0.4	0.4
17 西浦新御開作	2.8	4.4	1.2	0.8	
18 上右田村	12.3	10.1	2.4	3.0	3.8
19 下右田村	4.9	10.1	1.5	1.3	1.1
20 高井村	6.1	12.3		1.0	0.5
21 大崎村	14.3	20.0	2.3	2.1	1.6
22 佐野村	5.5	5.8	2.0	1.0	2.6
23 西浦鹿角村	1.5	1.6	0.4	0.4	0.2
24 牟礼村	39.6	36.8	6.0	6.9	5.6
25 真尾村	8.2	9.2	1.7	2.2	2.0
26 和字村	2.5	0.7	0.6	0.4	
27 久兼村	5.9	2.3	3.1	3.1	
28 奥畑村	3.6	2.0	1.9	1.2	
29 鈴屋村	9.2	8.8	2.6	1.3	0.8
30 奈美村	5.6	6.6	1.6	1.2	1.1
31 中山村	4.4	3.7	1.5	1.0	
計 (または平均)	238.9	377.0	69.87	56.8	108.53

なお、前山代宰判におけるいくつかの事例では、減耗率5%、牛馬価格150、200匁というものがある(四馬神村、鹿野上村、中須村など)。さらに牛、馬の耐用年数にも相違を認めるとすれば、これらのパラメーターと牛馬の保有比率の組合せで、牛馬こみの1匹あたり間欠銀にばらつきが生ずるのは当然である。

三田尻に戻って、たとえば下右田村であるが、ここは馬42匹を保有し、その間欠は匹あたり30匁になっているが、根銀を400匁とし減耗率を7%とおくと、28匁になってほぼ一致する。もっとも、高井村ではやはり馬42匹を保有しているが、間欠は25匁となっている。減耗率6%、あるいは根銀300匁余とおくと、この数字になることも容易に確かめられる。他方、田島村は牛42匹を保有しているが、その間欠は20匁である。かりに減耗率を7%に固定してみると、牛の価格は300匁と見積られていることになる。評価としてはやや高いのかもしれない。

いずれにせよ、以上から間欠、仕継、買足銀が資本減耗引当銀であることは、明白になったとおもわれる。農具にかんしても同様である。ただし農具については根銀、またはその評価々格、ならびに減耗率を知ることはできない。表7を通観すると、農具買足について計上洩れは高井村1村だけであるが、牛馬間欠は西佐波令、植松、伊佐江、新田、大崎村の5か村に及んでいる。その牛馬保有数は423匹である。1匹あたり(三田尻平均の)26匁を乗ずれば、銀11貫の間欠銀が追加されねばならない勘定になる。

表8は、以上の農作経費総額を銀目表示したものである。飼料については1石あたり40匁で評価した。ただし牛馬・農具間欠(とくに牛馬分)については、上記の欠落分を追加していない。その追加調整は最終段階(§6.2)で行う。

最終欄の牛馬耕賃は、「春秋耕時」に牛馬を「不所持者」がこれを借りて犁耕、代掻きした際の賃借料である。これは注進案全体を通じて、三田尻宰判だけにしか計上・記帳されていない。またそれは、のちに産業勘定において(非農)銀収入として計上されているので、村括り勘定の上では見合い項目となり、相殺されてしまうが、ここでは農作経費の1項目として数えた。というのは牛馬間欠とくらべてみればわかるように、金額的にいうと耕賃の比重は高く、肥料代銀に次ぐものであって、軽視しえないからである。

表8の横行計が農作経費を構成する。これをさきの物産代銀より差し引けば、農業所得、あるいは物産純生産が求められる。表9はその計算表である。その(4)欄には、農業所得(=物産純生産)に対する現物年貢の比率を念のため算出しておいた(三田尻、宮市両町、および塩田村4か村は表6と同様に計算から除外した)。最終欄は農業所得一年貢として計算された農業可処分所得である。ただし、塩田村2か村のマイナス値は、もともと物産がゼロに近いためである。

1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

表9 農業所得等

	(1) 物産代銀 (円)	(2) 農作経費 (円)	(3) 農業所得 =物産純生 産 (円)	(4) 現物年貢 農業所得 (%)	(5) 農業可処分所得 (円)
1 三田尻村	354.491	43.7	310.791	48.21	157.531
2 三田尻町					
3 東佐波令	507.342	62.9	444.442	39.60	263.134
4 西佐波令	416.910	47.5	369.410	40.04	216.976
5 宮市町					
6 仁井令村	446.150	59.2	386.950	38.41	235.887
7 植松村	429.602	53.7	375.902	41.75	216.239
8 伊佐江村	231.962	36.7	195.262	71.31	53.530
9 新田村	259.404	51.1	208.304		96.958
10 向島	78.690	12.3	66.390	27.49	45.964
11 浜方	21.010	8.3	12.710		-137.980
12 田島村	435.803	82.4	353.403	54.10	152.758
13 西浦	291.783	29.2	262.583	39.99	154.880
14 西ノ浦前ヶ浜	2.391	0.4	1.991		-26.336
15 切畑村	162.890	21.5	141.390	42.25	79.368
16 江泊村	50.632	6.4	44.232		25.389
17 西浦新御開作	58.544	9.2	49.344	26.68	35.935
18 上右田村	311.244	31.6	279.644	36.33	175.397
19 下右田村	153.741	18.9	134.841	42.31	76.635
20 高井村	144.547	19.9	124.647	41.34	72.466
21 大崎村	309.800	40.3	269.500	34.07	176.367
22 佐野村	98.849	16.9	81.949	35.37	52.271
23 西浦鹿角村	69.161	4.1	65.061	47.53	34.006
24 牟礼村	647.830	94.9	552.930	31.01	378.449
25 真尾村	178.802	23.3	155.502	46.68	82.190
26 和字村	34.106	1.9	32.206	46.01	17.214
27 久兼村	84.271	14.4	69.871	58.85	28.084
28 奥畑村	47.063	8.7	38.363	43.59	21.299
29 鈴屋村	155.088	22.7	132.388	38.41	81.206
30 奈美村	124.446	16.1	108.346	41.82	62.547
31 中山村	70.784	10.6	60.184	43.28	33.749
計 (または平均)	6,177.336	848,800	5,328.536	* 41.71 (41.84)	* 2,809.837 (2,862.113)

(注) *印は塩田村4か村を除く。これを含む場合は()内数字。

補 説: 牛預けについて

牛馬耕賃がそうであるが、そのほかに三田尻・注進案に独特のものとして、「牛預」の慣習がある。それは、田植後から収穫時まで約90日間、(農作に)牛馬を使用しない期間中、これを「奥在」の村に預けて置く風習であって、「不用の期間、飼養管理の手数がはぶけ、預った方は容易に得られる芝草で厩肥がとれるからこれを徳とした」(『研究要覧』p.23)ためである。

これは三田尻村・注進案「風俗」の記述によるものであるが、牛預けがどの程度広汎に行われた風習であるかについては、疑問がないわけではない。また奥在の村とはいったいどこであるか、牛

はともかく、馬は春秋耕時以外農繁期でも駄賃稼ぎに使役しえた公算が強いから、馬預けではなく、もっぱら牛預けだったのかどうかも疑問である。

平野村ではまぐさ場がなく、したがって肥料源として牛馬を多数飼育することはできにくく、三田尻は干拓造成地ゆえとくにそうで、したがって肥料としては金肥に依存し、作物もまたこれに照応する種類が選ばれたのではないか、もしも馬は預けなかったとすれば、もともと牛の保有数は少ないのであるから、牛預けの実行規模はあまり大きくはなかつたとも考えられる。さらにそのうえ、牛預けに伴って金銭の授受は一切なされなかつたものかどうか、耕賃支払額の大きさを顧みると、疑いの残るところである。そしてまた、三田尻宰判以外にも、平野部では一般にこの風習があつたものかどうか、他宰判・注進案に記録は見当らない。ただし、後に述べるように、三田尻の平野村では、副業・兼業の就業機会が多く、とくに3月～8月は塩田の操業期間であるので、牛(馬)を預けて浜稼ぎに従事するのが有利であつたことは、想像に難くない。稼得された銀は、肥料購入の代銀に充当されたことであろう。とすれば、牛預けは塩田の集中していた三田尻でもっぱら行われたとしても不思議はないわけである。またそのようなところだからこそ、春秋には牛馬の賃耕が成立していたのかもしれない。宰判ごとに牛馬/人口比率を計算してみると、三田尻はそれが低いグループに入るのであり、たとえば美祢などははるかに高い値を持つ——三田尻0.135(匹/人)、美祢0.298(匹/人)。

4. 消費支出

消費支出の推計については、3項に分けて考えるのが適当である。すなわち、(1)飯料、(2)雑費、および(3)自家消費である。途中でとくに農業の収支バランスにつき検討する。それは、注進案の穀物収支にほぼ匹敵するものだからである。

4.1 「飯料」

三田尻・注進案の場合、飯料はすべて1人あたり日別消費量をベースとし、これを年間消費量にふくらませ、さらに人口を乗じて各村消費量を算出している。

1人あたり消費量は「麦米雑穀取合せ日別四合宛ニメ平年間年共押し三百六拾五日分石四斗六升宛」が基準である(宮市町では雑穀の文字が抜けているが、これは筆記ミスかもしれない)。1人あたり原単位のばらつきはほとんどない。

ほかに、「軒別式斗宛増餅搗之積り」雑穀を各村で計上している。このようなエキストラ分は他宰判には例がない(ただし宮市では、米式斗を増餅分として計上している)。

さらに、「喰味噌軒別不同押式斗宛」として麦大豆が計上されている(宮市町は三度例外的で、米大

1840年代三田尻宰判の経済計算 (1)

豆三斗をこれにあてているが、麦大豆が正しいのではあるまいか。

以上の増餅、味噌分についても、村毎のばらつきは、ほとんどない。ここでは以上をすべて「飯料」に一括計上する。石あたり代銀としては、雑穀混入率等定かではないが、石あたり65匁とした。これは米と雑穀およそ半々の混入率を意味している。そこで1人あたり年間飯料代銀はほぼ100匁見当になる。

4.2 「雑費」

村落毎の支出原単位のばらつきは、雑費支出に現われる。雑費とは灯油、醤油、薪、塩「其外年

表10 消費支出

	(1) 飯料 (円)	(2) 雑費 (円)	(3) 消費支出 (円)	(4) 1人あたり 飯料 (匁)	(5) 1戸あたり 雑費 (匁)	(6) 1人あたり 消費 (匁)	(7) 1戸あたり 消費 (匁)
1 三田尻村	183.0	132.6	315.6	101	260	174	619
2 三田尻町	119.7	170.0	289.7	104	490	251	835
3 東佐波令	154.7	81.6	236.3	100	220	153	637
4 西佐波令	180.4	122.2	302.6	100	260	168	644
5 宮市町	200.1	—	200.1	109	—	109	350
6 仁井令村	102.4	55.8	158.2	99	250	154	709
7 植松村	136.9	66.3	203.2	99	211	147	647
8 伊佐江村	69.3	30.0	99.3	100	200	143	662
9 新田村	164.8	152.4	317.2	100	380	192	791
10 向島	143.3	58.1	201.4	100	180	140	624
11 浜方	190.9	214.8	405.7	100	460	213	869
12 田島村	354.3	193.0	547.3	99	225	153	639
13 西ノ浦	107.9	65.3	173.2	100	240	161	637
14 西浦前ヶ浜	86.6	51.8	138.4	101	200	162	534
15 切畑村	50.8	21.4	72.2	100	180	142	607
16 江泊村	38.7	7.9	46.6	98	80	118	471
17 西浦新御開作	36.5	4.8	41.3	95	50	107	430
18 上右田村	89.9	48.5	138.4	100	240	153	685
19 下右田村	61.5	27.5	89.0	89	177	129	574
20 高井村	36.2	16.9	53.1	103	219	151	690
21 大崎村	79.3	48.3	127.6	100	250	161	661
22 佐野村	60.7	13.2	73.9	100	100	121	560
23 西浦鹿角村	12.8	7.0	19.8	99	259	153	733
24 牟礼村	238.2	105.2	343.4	97	185	139	602
25 真尾村	66.7	31.6	98.3	100	200	147	622
26 和字村	16.3	3.8	20.1	97	100	120	529
27 久兼村	80.8	18.5	99.3	115	120	141	645
28 奥畑村	36.5	9.5	46.0	85	100	107	484
29 鈴屋村	55.8	17.9	73.7	100	140	132	576
30 奈美村	45.8	21.2	67.0	101	200	147	632
31 中山村	32.2	9.5	41.7	100	130	129	571
計 (または平均)	3,233.0	-1,806.6	5,039.6	100	137	156	633

中少々雑用」のことであって、軒別に与えられている。その1戸あたり原単位は100匁(佐野村など)から490匁(三田尻町)といったばらつきがあるが、塩田村も高水準である——浜方460匁、新田村380匁など、ただし江泊村では50匁位と著しく低い。また前ヶ浜では農村平均の200匁位の見積りになっている。

1戸あたり200匁が平均的な雑費支出水準である。すなわち、両町、塩田村、および向島を除いた平均値は210匁、1人あたりでは50匁になる。1戸あたり消費支出(=飯料+雑費)は627匁、また1人あたりでは149匁になる——上記2町5か村を除いた平均値。

宮市町・注進案では雑費を計上していない。同町戸数は571戸であり、この脱落は大きく響く。

表11 (農業所得—飯料)等

	(1) 農業可処分所得 —飯料 (円)	(2) 農業可処分所得 —消費 (円)	(3) 農業所得 —飯料 (円)	(4) 農業所得 —消費 (円)
1 三田尻村	- 25.469	-158.069	127.791	- 4.809
2 三田尻町	—	—	—	—
3 東佐波令	108.434	26.834	289.742	208.142
4 西佐波令	36.576	- 85.624	189.010	66.810
5 宮市町	—	—	—	—
6 仁井令村	133.487	77.687	284.550	228.750
7 植松村	79.339	13.039	239.002	172.702
8 伊佐江村	- 15.770	- 45.770	125.962	95.962
9 新田村	- 67.842	-220.242	43.504	-108.896
10 向島	- 97.336	-155.436	- 76.910	-135.010
11 浜方	-328.880	-543.680	-178.190	-392.990
12 田島村	-201.542	-394.542	- 0.897	-193.897
13 西ノ浦	- 46.980	- 18.320	154.683	89.383
14 西浦前ヶ浜	-112.936	-164.736	- 84.609	-136.409
15 切畑村	28.568	7.168	90.590	69.190
16 江泊村	- 13.311	- 21.211	5.532	- 2.368
17 西浦新御開作	- 0.565	- 5.365	12.844	8.044
18 上右田村	85.497	36.997	189.744	141.244
19 下右田村	15.135	- 12.365	73.341	45.841
20 高井村	36.266	19.366	88.447	71.547
21 大崎村	97.067	48.767	190.200	141.900
22 佐野村	- 8.429	- 21.629	21.249	8.049
23 西浦鹿角村	21.206	14.206	52.261	45.261
24 牟礼村	140.249	35.049	314.730	209.530
25 真尾村	15.490	- 16.110	88.802	57.202
26 和字村	0.914	- 2.886	- 16.706	12.106
27 久兼村	- 52.716	- 71.216	- 10.929	- 29.429
28 奥畑村	- 15.201	- 24.701	1.863	- 7.637
29 鈴屋村	25.406	7.506	76.588	58.688
30 奈美村	16.747	- 4.453	62.546	41.346
31 中山村	1.549	- 7.951	27.984	18.484
計(または平均)	- 51.087	-1,687.687	2,415.336	778.736

後段では三田尻町の原単位 490 匁相当をもって補填することとする。

表10は消費支出の集計表である。そこには1戸あたり、1人あたり額等も与えられている。上記の町村間の原単位のばらつきは、これによって見ることができる。表9(6)農業可処分所得より表10(1)飯料を引けば、穀物収支が得られる。両町、塩田村を除き、穀物収支は(銀単で)赤字の村落が多い。もし雑費を加えた表10(3)消費支出を除けば、赤字幅はさらに大きくなり、赤字村落の数もふえる。この状況は表11に掲げてある。

そこにはまた、表9(3)農業所得から、飯料、消費支出を除いた結果も与えられている。これら4項を比較すれば、物産への貢租がいかにかい重いものであったかが、改めて確認される。

4.3 自家消費分について

三田尻の物産勘定において、自家消費あるいは村内消費と(村外)販売分の区別があるのは、大根と実綿の2品目である。この2品目の場合、出来高と村内消費量、および販売代銀が全村(ただし、産出のない町村はむろん除く)につき得られる(表12参照)。前出の物産代銀の計算では、販売代銀/販売高として得られる単価を、出来高に乗じて集計がなされている。

大根は大根飯のような形で、飯料の補いとして自家消費されたものとおもわれるが、表12によると、牟礼村で自家消費が90%に達しているほかは、予想以上に自家消費比率は低く、販売比率が高い。とくに佐野村以下6か村で販売比率100%となっているのはやや意外である。対照的に西佐波^{にしきば}令や上右田で自村消費比率が相当に高い。佐野村以下6か村の場合は自村消費分、他村販売分の区別がつけられていなかったのではあるまいか。

これに加えて、三田尻・注進案では雑費は一括計上され、品目別あるいは費目別になっていないので、自家消費分が雑費にカウントされたのかどうか、はっきりとはしないという事情がある。逆にいえば、その販売分は買手側からすれば銀支出を要するから、先の雑費支出にはカウントされているはずである。こうしてみると、大根の自家消費分を飯料なり雑費なりに代銀加算してよいかどうか疑わしくもおもわれる。ちなみに、その代銀を求めてみると、約106貫である。

実綿の自家消費分は後述の(§5.1)木綿織出高と関連をもつものであるが、出来高を見ると東佐波令が9000斤を超えており、その80%余を販売している。他の村々は1000~2000斤の出来高のとき多少の販売分を計上しているが、1000斤以下の村々はほぼ村内で原料綿として消費しているようである。三田尻・注進案では木綿織はおしなべて織出高×儲銀(反あたり3匁)で計算しているので、実綿(あるいは繰綿)、とくに自村内生産の元綿を二重計算してしまうおそれはない。

自家消費ということで、それよりも問題なのは、木綿織出高のうち「着料」として自家消費される分であろう。これについては、木綿織出の状況を検討したのち、適当と考えられる調整を施すものとした(§6.2)。

表12 自家消費支出

	大 根			実 綿		
	出来高 (荷)	販売高 (荷)	販売比率 (%)	出来高 (斤)	販売高 (斤)	販売比率 (%)
1 三田尻村	3,447	1,917	55.61	2,800	880	31.43
2 三田尻町	—	—	—	—	—	—
3 東佐波令	4,625	3,125	67.57	9,254	7,704	83.25
4 西佐波令	4,000	1,500	37.50	2,400	900	37.50
5 宮市町	—	—	—	—	—	—
6 仁井令村	3,600	2,930	81.39	2,450	2,450	100.00
7 植松村	1,710	900	52.63	2,380	1,080	45.38
8 伊佐江村	1,930	1,405	72.80	1,050	0	0
9 新田村	3,328	2,125	63.85	—	—	—
10 向島	2,100	0	0	—	—	—
11 浜方	1,645	0	0	2,520	1,260	50.00
12 田島村	8,200	4,050	49.39	2,100	0	0
13 西ノ浦	3,550	1,900	53.52	1,120	1,120	100.00
14 西浦前ヶ浜	453	0	0	—	—	—
15 切畑村	714	0	0	1,666	1,000	60.02
16 江泊村	720	423	58.75	1,945	1,648	84.73
17 西浦新御開作	500	0	0	—	—	—
18 上右田村	9,885	3,825	38.69	720	720	100.00
19 下右田村	1,844.8	0	0	960	0	0
20 高井村	800	0	0	320	0	0
21 大崎村	2,344.4	1,046	44.24	2,170	0	0
22 佐野村	1,000	1,000	100.00	339.6	339.6	100.00
23 西浦鹿角村	540	135	25.00	210	210	100.00
24 牟礼村	4,439	439	9.89	—	—	—
25 真尾村	2,184	2,184	100.00	—	—	—
26 和字村	357	167	46.78	—	—	—
27 久兼村	1,196.5	1,196.5	100.00	—	—	—
28 奥畑村	1,800	1,800	100.00	—	—	—
29 鈴屋村	1,000	1,000	100.00	—	—	—
30 奈美村	430	0	0	—	—	—
31 中山村	980	980	100.00	—	—	—
計(または平均)	69,322.7	34,047.5	49.11	34,404.6	19,311.6	56.13

なお、§§4. 1—2 で記したように、三田尻・注進案では味噌は自家生産、醤油・酒は購入をたてまえとしていたようにおられる(もちろん1, 2の例外はあって、雑費のコメントのなかに味噌購入分を含めている旨、断っている村もある)。細かくいうと、味噌の製造コストを考慮し、“市場価格”で評価するのがよいということもできるが、原料用の麦・大豆は計上されており(飯料に含めたので)、洩れは僅少であろうから、そのような調整は行わないこととした。 [以下次号]

西川 俊 作 (商学部教授)

石 部 祥 子 (研究助手)